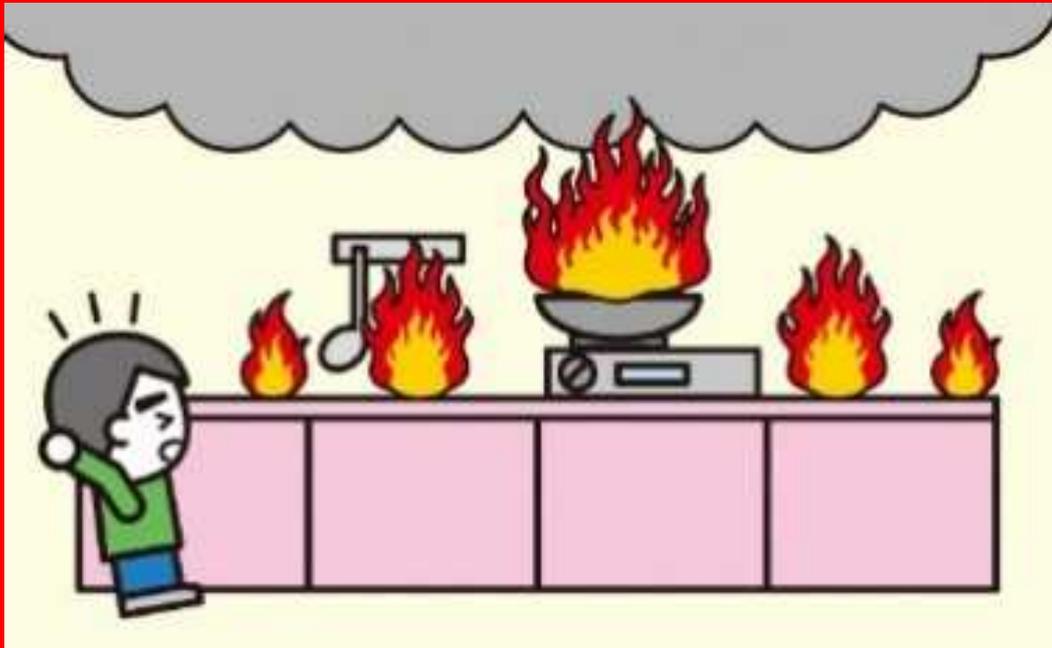


飲食店経営者の皆様へ



消火器はありますか？

2019年10月1日からすべての飲食店に

消火器の設置が義務になります！

火を使用する設備又は器具(※1)がある

飲食店は消火器の設置義務があります。

➤ 火を使用する設備又は器具(※1)とは

設 備	器 具
ガスコンロ ガスフライヤー ガスオーブン 炭火コンロ かまど 等	卓上コンロ 卓上ロースター 等

➤ 消火器の設置免除について

以下の装置があれば**消火器免除**が出来ます。

【調理油過熱防止装置】

センサーが鍋底の温度を感知し、
約 250℃になると自動的に消火して油の発火を防ぐもの。



(例) 調理油過熱防止装置

【自動消火装置】

火災を感知し消火薬剤で自動消火するもの。

【その他危険な状態の発生の防止および

発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置]
圧力感知安全装置等



(例) 圧力感知安全装置

【その他】

IHコンロのみを使用している場合。

➤ 消火器の点検について

➤ 消火器は**点検・報告**が必要です。

点検	6ヵ月に1回
報告	1年に1回

※報告は管轄の消防署へ提出してください。

➤ 点検は**どなたでも出来ます!**

蓄圧式消火器は製造年から5年まで、加圧式消火器は3年までは外観のみの点検です。

※点検については下記のQRコードをご利用ください。

総務省消防庁 HP ➡ ➡ ➡



【問い合わせ先】
松江市消防本部
予防課 予防係
TEL：0852-32-9121
FAX：0852-22-9876